

大阪市告示第1227号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を行った次の法人に対する寄附金について、同条第17項第1号の規定により、令和8年6月1日以後に支出される寄附金の指定を取り消したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年9月11日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	取消の理由
公益財団法人オイスカ	東京都杉並区和泉二丁目17番5号	市内に事務所又は事業所を有しなくなったため (令和8年6月1日)

(財政局税務部課税課)